

教育委員会公告

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和 8 年 2 月 24 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守

(2) 仕様

別に定める「島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る仕様書」による。

(3) 期間

施工期間 契約締結日の翌日から令和 8 年（2026 年）8 月 31 日まで

賃貸借及び保守期間 令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から令和 13 年（2031 年）8 月 31 日まで

(4) 提案価格の上限額

総額 81,350 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 8 年度（2026 年度） 9,491 千円

令和 9 年度（2027 年度） 16,270 千円

令和 10 年度（2028 年度） 16,270 千円

令和 11 年度（2029 年度） 16,270 千円

令和 12 年度（2030 年度） 16,270 千円

令和 13 年度（2031 年度） 6,779 千円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 法人格を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(6) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

(7) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(9) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があつた後、3 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者で

あっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。

- (1) 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に規定する業務を行う者であること。
- (2) 博物館・美術館等の施設におけるセキュリティ設備施工実績があること。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

公告の日から令和8年3月16日（月）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

(3) 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(4) 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

4 質問票の受付及び回答

この提案競技に関する質問の受付及び回答については、次のとおりとする。

(1) 提出方法

質問票（様式第5号）を電子メールにより提出すること。なお、メールが届いていることを電話により確認すること。

(2) 受付期限

令和8年3月9日（月）午後5時まで

(3) 提出先

〒699-0701 島根県出雲市大社町杵築東99-4 島根県立古代出雲歴史博物館

電話 0853-53-8603 F A X 0853-53-5350 電子メール rekihaku@pref.shimane.lg.jp

(4) 質問への回答

令和8年3月12日（木）までに、提案競技説明書受領者全員に対し電子メールにより回答する。

5 提案競技への参加に関する手続

(1) 資格確認申請に係る書類

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加申請書（様式第1号） 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部

ウ 法人の登記事項証明書 1部（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないことの証明書 1部（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）※県内に事業所を有する場合は不要

カ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（申請時前3か月以内に発行された原本又は写し）

キ 警備業法第4条に規定する都道府県公安委員会の認定証の写し 1部

ク 委任状（様式第2号）※権限を委任する場合 1部

ケ 担当者届（様式第3号） 1部

コ 博物館・美術館等の施設におけるセキュリティ設備施工実績一覧表（様式第4号） 1部

(2) 提出方法

郵送又は持参による。

(3) 提出期限

令和8年3月16日（月）午後5時まで。（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

(4) 提出先

4の(3)に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

5の(1)の書類を提出した提案競技参加資格確認申請者に対し、令和8年3月18日（水）までに、郵送又は電子メールにて通知する。

7 提案書の提出

(1) 提案競技参加資格を得た者は、以下の書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案書提出書（様式第6号） 1部

イ 提案書 9部

ウ 提案書の電子データ 2部（PDF形式及びオリジナル形式のデータ CD又はDVDディスク）

エ 博物館・美術館等の施設におけるセキュリティ設備施工実績一覧表（様式第4号） 9部

オ 見積書（様式第7号） 1部

(2) 提出方法

郵送又は持参による。

(3) 提出期限

令和8年4月6日（月）午後5時まで。（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

(4) 提出先

4の(3)に同じ。

8 選定方法

島根県立古代出雲歴史博物館セキュリティ設備の更新、賃貸借及び保守に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において厳正な審査を行い、予定事業者を選定する。

(1) 審査及び選定

審査委員会は、提出された書類の内容について書類審査及び提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施の上、あらかじめ設定した評価基準により審査し、最も評価が高い者を選定する。

(2) 評価の方法

評価及び得点の付与にあたっては、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の評価点を合計する方法により得点を算出する。

(3) 評価項目

審査委員会は、提出書類及びプレゼンテーション等の内容について、以下のアからウまでの観点を特に考慮の上、評価を行う。

ア 事業者の専門性及び人員・組織体制

イ 業務全般の執行にかかる確実性

ウ 提案価格

(4) プレゼンテーション等の日程については、令和8年4月16日（木）を予定している。実施日時等については提案競技参加者に別途通知する。

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案価格の上限額を超える見積をしたとき。
- (2) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (3) 所定の日時及び場所に書類を提出等しないとき。
- (4) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (5) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (6) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (7) あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- (8) その他提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した予定事業者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合わせ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 時刻は、日本の標準時刻とする。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (8) なお、令和8年島根県議会2月定例会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、提案競技は行わないこととする。

12 提案競技に関する問合せ先

4の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Type of services to be procured :

- a Lease of hardware and software for the security systems, Shimane Museum of Ancient Izumo
- b Maintenance of the above mentioned equipments

- (2) Performance period : From the contract date to 31 August 2026
- (3) Deadline for the submission of proposal documents: 5 : 00 p.m. 6 April 2026
(Applications via mail must be received at the above office by 5 : 00 p.m. on the same day)
- (4) Contact : Shimane Museum of Ancient Izumo 99-4 Kizukihigashi, Taisha-cho, Izumo City, Shimane Pref, 699
-0701, Japan
TEL : 0853-53-8603
E-Mail : rekihaku@pref.shimane.lg.jp
- (5) Note : All procedures will be conducted in Japanese only.